

令和元年度答申第5号
令和元年10月25日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会
会長 土岐 寛 印

個人情報の非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

平成30年5月31日付け松総行第49号をもって諮問のあった「私が平成29年10月12日に行い、同月18日に補正した住民監査請求及び私が原告になった平成29年（行ウ）第58号の住民訴訟に関して、弁護士等と相談したり、内部的に検討したり、監査対象や相手方やその弁護士等とやりとりしたり、それに前後して作成・取得されたりした文書一切。電磁的記録も含む。」に係る個人情報の非開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長（以下「処分庁」という。）は、別表のとおり開示することが妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年4月12日付けで、処分庁に対し、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、本件開示請求に対して、平成30年4月26日付け個人情報非開示決定通知書により、条例第10条第3項第2号に該当するため、非開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年5月7日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報の全ての開示を求める。
- (2) 公益上の理由による裁量的開示を求める。

4 処分庁の説明要旨

本件処分に対する処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象である個人情報には、平成29年（行ウ）第58号の住民訴訟に関し、顧問弁護士と相談した記録が記載されており、これは争訟に係る情報であり、条例第10条第3項第2号に該当するため、非開示となる。
- (2) 本件処分は、条例にのっとり適正に行われたものである。
- (3) 本市の条例中に公益上の理由による裁量的開示に関する規定はない。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の定め

ア 開示請求の対象となる個人情報の記録について

条例第10条第1項では、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」とされている。

そして、条例第2条第7号では、「公文書」につき、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」とされている。

また、条例第2条第1号では、「個人情報」につき、「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの」とされている。

ところで、上記「個人情報」に係る「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」（条例第2条第1号）につき、「問題は、他の情報と照合するときに容易に照合しうることを要件とするか、容易性を求めないかである。容易に照合しうることを要件とすれば、個人情報の範囲は限定されることになる。行政機関電算機個人情報保護法および個人情報保護法は、照合の容易性を要件として

いる。これに対して、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」5条1号の個人情報の場合には、照合の容易性を要件としていない。本報告〔注：平成13年10月26日付け行政機関等個人情報保護法制研究会最終報告書のこと。以下同じ。〕は、行政機関情報公開法と同様、行政機関個人情報保護法においても、照合の容易性を要件としない立場をとっている。個人情報保護法においては、容易性を要件としているにもかかわらず、本報告が、行政機関個人情報保護法については異なる立場をとるべきとしたのは、前者は、民間部門にも適用されるため、民間の営業の自由への配慮から個人情報のある程度限定することが必要であるのに対して、行政機関個人情報保護法においては、より厳格な個人情報保護が必要であると考えられるからである。」（宇賀克也「個人情報保護の理論と実務」初版211頁～212頁）とされており、容易性を要件としないことは条例第2条第1号にも妥当するから、事件番号の記載のあるものは、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に当たると解される。

イ 非開示事由について

条例第10条第3項では、「市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。（1）個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの（2）開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの（3）その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」とされている。

（2）本件について

ア 開示請求の対象となる個人情報の記録について

上記（1）アの条例の定めに基づき、審議会で確認したところ、本件において開示請求の対象となる個人情報の記録は、別表のとおりと認められる。

イ 非開示事由について

（ア）訴状に対する認否（別表No.13）並びに損害賠償等請求事件の概要（別表No.2）のうち「事件概要」及び「原告の主張」について

訴状に対する認否（別表No.1 3）には、答弁書等の作成に係る弁護士との打合せの実施に伴い、訴状に記載された請求の趣旨及び請求の原因に対する市の認識が記載されている。

また、損害賠償等請求事件の概要（別表No.2）のうち、「事件概要」及び「原告の主張」には、争訟についての対処方針などの個別具体的な争訟の追行に係る事務に関する情報が記載されている。

そうすると、これらの記録を公にすることにより、裁判所に係属中の争訟や今後の訴訟に関する協議・検討に際して、担当課が、必要な情報提供をちゅうちょしたり、自己の見解や資料を示すことに消極的になったりするおそれがあること、また、当該争訟に係る事務に関する情報は、公にすることにより、いわゆる「手の内情報」を明らかにすることになり、有効な対応手段を講じることができなくなり、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、訴状に対する認否（別表No.1 3）並びに損害賠償等請求事件の概要（別表No.2）のうち「事件概要」及び「原告の主張」は、条例第10条第3項第2号の「開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」に該当する。

以上により、別表に掲げる個人情報の記録については、上記を除き、開示することが相当である。

(イ) 処分庁は、「争訟についての対処方針などの個別具体的な争訟の追行に係る事務に関する情報が記載されており、公にすることにより、裁判所に係属中の争訟や今後の訴訟に関する協議・検討に際して、担当課が、必要な情報提供をちゅうちょしたり、自己の見解や資料を示すことに消極的になったりするおそれがある。また、当該争訟に係る事務に関する情報は、公にすることにより、いわゆる「手の内情報」を明らかにすることになり、有効な対応手段を講じることができなくなり、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。したがって、当該情報は、情報公開条例第7条第6号の「争訟に係る事務に関する情報」に該当するとともに、個人情報保護条例第10条第3項第2号の「開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」にも該当する。」と主張する。

しかし、審議会で見分したところ、別表に掲げる個人情報の記録は、上記（ア）を除き、いずれも訴訟等の事務手続に関する書類に止まり、「争訟についての対処方針などの個別具体的な争訟の追行に係る事務に関する情報が記載されており、公にすることにより、裁判所に係属中の争訟や今後の訴訟に関する協議・検討に際して、担当課が、必要な情報提供をちゅうちょしたり、自己の見解や資料を示すことに消極的になったりするおそれがある」とも、「当該争訟に係る事務に関する情報は、公にすることにより、いわゆる「手の内情報」を明らかにすることになり、有効な対応手段を講じることができなくなり、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある」とも認められず、「個人情報保護条例第10条第3項第2号の「開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」にも該当する」ということはできない。

（3）裁量的開示について

公益上の理由による裁量的開示については、条例中に規定がないため、開示の根拠とすることはできない（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第16条参照）。

6 審議会の結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

7 付言

個人情報非開示決定通知書における「開示することができない理由」及び審議会における処分庁の主張（説明）は、その「根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」（条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号）第10条第3項）とする条文の趣旨からすると、不十分と言わざるを得ない。処分庁には、より慎重な判断を求めたい。

別表

No.	開示請求の対象となる個人情報の記録名	非開示事由	開示すべき部分
1	起案用紙(第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の送達及び訴訟委任について)	なし	全部
2	損害賠償等請求事件の概要	「事件概要」及び「原告の主張」につき、公正又は適正な行政執行を妨げるおそれ	「事件概要」及び「原告の主張」を除く部分
3	訴訟委任状	なし	全部
4	代理人指定書1	なし	全部
5	代理人指定書2	なし	全部
6	訴訟委任状(写し)	なし	全部
7	代理人指定書1(写し)	なし	全部
8	代理人指定書2(写し)	なし	全部
9	第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状	なし	全部
10	訴状	なし	全部
11	訴状訂正申立書	なし	全部
12	訴状訂正申立書(2)	なし	全部
13	訴状に対する認否	公正又は適正な行政執行を妨げるおそれ	なし
14	松戸市職員措置請求書(住民監査請求書)(添付書類含む)	なし	全部
15	平成29年10月12日付け松戸市職員措置請求書(住民監査請求書)に係る補正書	なし	全部
16	住民監査請求に係る新たな証拠の説明書(添付書類含む)	なし	全部
17	監査結果の写し	なし	全部

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 5月28日	諮問書の受理
平成30年 9月27日	第1回審議会（諮問の報告）
平成31年 1月31日	第2回審議会（審議・理由説明）
平成31年 3月 6日	第3回審議会（審議）
平成31年 4月15日	第4回審議会（審議・意見陳述）
令和 元年 5月31日	第5回審議会（審議）
令和 元年 6月28日	第6回審議会（審議）
令和 元年 7月25日	第7回審議会（審議）
令和 元年 8月26日	第8回審議会（審議）
令和 元年10月25日	第9回審議会（審議）